

議員提出議案第七号

杉並区議会議規則の一部を改正する規則  
右の議案を提出する。

平成二十二年十二月七日

提出者

杉並区議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岩	山	井	小	富	河	河	太	小	今	鈴	大	横	小			
田	田	口	野	本	津	野	田	泉	井	木	泉	山	川			
いくま	なおこ	かづ子	清人	卓	利息子	庄次郎	哲二	やすお		信男	時男	えみ	宗次郎			

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

は な し	関	伊 田	斉 藤	中 村	北	川 原 口	大 槻	渡 辺	島 田	青 木	脇 坂	増 田	五 十 嵐	安 斉	大 熊	藤 本
俊 郎	昌 央	と し ゆ き	常 男	康 弘	明 範	宏 之	城 一	富 士 雄	敏 光	さ ち え	た つ や	裕 一	千 代	あ き ら	昌 巳	な お や

杉並区議会議長

小

泉

やすお

様

同 同 同 同 同 同

原	く	小	原	藤	吉
田	す	倉	口	原	田
	や				
	ま				
あ	美	順	昭	淳	あ
き	紀	子	人	一	い
ら					



杉並区議会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会議規則（昭和三十一年九月二十五日議決）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十六章 議員の派遣（第二百二十五条）  
第十七章 補則（第二百二十六条）」

「第十六章 協議又は調整を行う  
第十七章 議員の派遣（第二百二  
十八章 補則（第二百二十七条）」

ための場（第二百二十五条）  
十六條）

に改める。

第二十四条第一項及び第七十五条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第二百六条中「・外とう・えり巻・つえ・かさの類」を「、コート、マフラー等」に改め、  
同条ただし書き中「但し」を「ただし」に改める。

第二百二十六条中「但し」を「ただし」に改め、第十七章中同条を第二百二十七条とし、同  
章を第十八章とする。

第十六章中第二百二十五条を第二百二十六条とし、同章を第十七章とする。

第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第二百二十五条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調  
整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表第二のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。  
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。  
別表第二（第百二十五条関係）

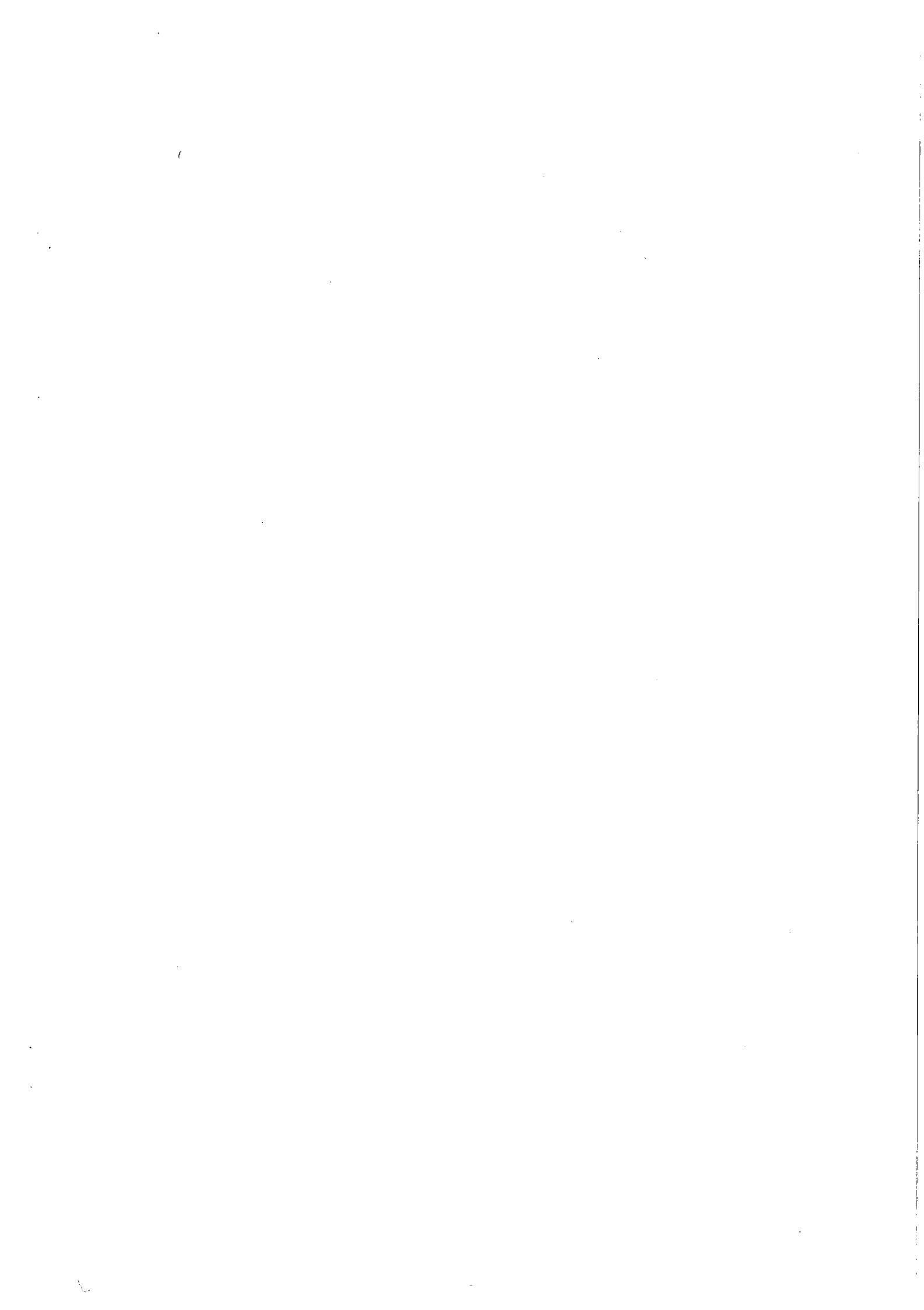
名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	区政に関する重要事項又は議会の運営に關し、協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
議会運営委員会 理事会	議会運営委員会に付託された案件及び議会運営委員会の所管に属する事項その他議会運営に關し、必要な事項の協議又は調整を行うこと。	議会運営委員会委員のうちから四人以内	議会運営委員会委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区議会に協議又は調整を行うための場を設ける必要がある。





杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（抄）

新 規 則

目次

第一章～第十五章 略

第十六章 協議又は調整を行うための場

（第百二十五条）

第十七章 議員の派遣（第百二十六条）

第十八章 補則（第百二十七条）

附則

（投票用紙の配付及び投票箱の点検）

第二十四条 投票を行うときは、議長は議員

に、別表第一に定める投票用紙を配付した

後、配付洩れの有無を確かめなければなら

ない。

2 略

（投票の方法）

旧 規 則

目次

第一章～第十五章 略

第十六章 議員の派遣（第百二十五条）

第十七章 補則（第百二十六条）

附則

（投票用紙の配付及び投票箱の点検）

第二十四条 投票を行うときは、議長は議員

に、別表第一に定める投票用紙を配付した

後、配付洩れの有無を確かめなければなら

ない。

2 略

（投票の方法）

資 料

第七十五条 投票は、別表第一に定める用札  
又は投票用紙を用いて行う。

2 3 4 略

(携帯品)

第一百六条 議場に入る者は、帽子、コート、  
マフラー等 を着用し、又は携  
帯してはならない。ただし、病氣その他や  
むを得ない事由により議長の許可を得たと  
きは、この限りでない。

第十六章 協議又は調整を行うための  
場

(協議又は調整を行うための場)

第二百二十五条 法第百条第十二項に規定する  
議案の審査又は議会の運営に関し協議又は  
調整を行うための場（以下「協議等の場」  
という。）を別表第二のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を  
臨時に設けようとするときは、議会の議決

第七十五条 投票は、別表 二に定める用札  
又は投票用紙を用いて行う。

2 3 4 略

(携帯品)

第一百六条 議場に入る者は、帽子・外とう・  
えり巻・つえ・かさの類を着用し、又は携  
帯してはならない。但し、病氣その他や  
むを得ない事由により議長の許可を得たと  
きは、この限りでない。

でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならぬ。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十七章 議員の派遣

(議員の派遣)

第二百二十六条 略

第十八章 補則

(規則の疑義)

第二百二十七条 この規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議があるときは会議に諮つて決める。

第十六章 議員の派遣

(議員の派遣)

第二百二十五条 略

第十七章 補則

(規則の疑義)

第二百二十六条 この規則の疑義は、議長が定める。但し、異議があるときは会議に諮つて決める。

